

添付書類一覧表（障害児通所支援、障害児入所支援） ※表中の○は必須、△は場合により必要

番号	必要（添付）書類	児童発達支援 放課後等デ イ	保育所等 訪問支援 居宅訪問型児童 発達支援	障害児 入所支援	提出前 チェック (必須)	備考
1	指定申請書	○	○	○		規則様式第26号
1-2	別紙～同一所在地において既に指定を受けている事業所等 について	△	△	△		別紙（障害者総合支援法、児童福祉法の事業で該当あれば提出）
2	指定に係る記載事項（付表）	○	○	○		運営規程の各項目と一致させる
3	指定申請に係る添付書類一覧表	○	○	○		自己チェックを行う（必須）
4	印鑑証明書	○	○	○		3カ月以内原本
5	定款又は寄附行為もしくは条例等	○	○	○		原本証明要
6	履歴（登記）事項証明書	○	○	○		3カ月以内原本。目的に「児童福祉法に基づく障害児通所（入所）支援事業」の記載要。
7	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○		参考様式 1
8	組織体制図	○	○	○		記入例 1 兼務の分かるもの
9	管理者の経歴書	○	○	○		参考様式 2（3ヶ月以内に撮影した写真を貼付）
10	児童発達支援管理責任者の経歴書	○	○	○		参考様式 2（3ヶ月以内に撮影した写真を貼付）
11	児童発達支援管理責任者の資格を証明するもの	○	○	○		写し（原本証明要）
12	実務経験証明書	○	○	○		（参考様式 3）写し（原本証明要）
13	訪問支援員の経歴書	-	○	-		参考様式 2
14	訪問支援員の実務経験証明書	-	○	-		（参考様式 3）写し（原本証明要）
15	従業者の資格を証明するもの	○	○	○		有資格者として配置する従業者（保育士、看護師等）がいる場合（原本証明要）
16	事業所（施設）の平面図	○	○	○		参考様式 5
17	事業所（施設）内外の写真	○	○	○		外観、玄関、指導訓練室、事務室、静養室、洗面所、トイレ、鍵付き書庫、相談室等
18	居室面積等一覧表	○	○	○		参考様式 6
19	設備・備品等一覧表	○	○	○		参考様式 7
20	運営規程	○	○	○		
21	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○	○	○		参考様式 8
22	資産（財産）の目録	○	○	○		記入例 2
23-1	児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	○	○	○		参考様式 9 又は 9-2
23-2	別紙「役員等名簿」	○	○	○		参考様式 9 別紙
24	主たる対象者を特定する理由	△	△	△		参考様式 11 対象者を特定しない場合は提出不要
25	案内図	○	○	○		最寄りの駅から事業所までの道と所要時間が分かるもの
26	事業計画書	○	○	○		記入例 3
27	収支予算書	○	△	○		記入例 4
28	損害賠償発生時の対応方法を明示する書類	○	○	○		事業開始日のサービス開始時間から補償期間開始となっているもの
29	障害児通所支援事業の定款等への記載に関する申出書	△	△	△		
30	協力医療機関との契約の内容	○	-	○		参考様式 10
31	協力歯科医療機関との契約の内容	-	-	△		参考様式 10
32	施設の設置（変更）届（写し）	△※	-	○		※児童発達支援は、児童発達支援センターのみ必要
33	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類	△※	-	△※		※医療型児童発達支援センター又は医療型障害児入所施設のみ必要
34	土地・建物の賃貸借契約書（写し）又は登記簿謄本	○	○	○		賃貸は契約書 自己所有物件は登記簿謄本
35	建築基準法に基づく確認申請書、検査済証等	○	△	○		
36	防火対象物使用開始届の写し	○	△	○		
37-1	障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○		1-1
37-2	障害児通所給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○		1-2、1-3
	処遇改善加算計画書	△	△	△		加算を算定する場合 「福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ支援等加算に係る提出書類について」のページを参照
	特定処遇改善計画書	△	△	△		
	ベースアップ支援等加算計画書	△	△	△		
37-3	加算の届出に必要な書類	△	△	△		障害児支援加算に関する届出書等
38	障害児通所支援事業等開始・変更届	○	○	-		様式 27号の 10
39	変更届出書	△	△	△		様式 27号
40	委任状	△	△	△		
41	情報公表システムにおける基本情報登録依頼書	○	○	○		
42	児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書	△	△	△		「業務管理体制の整備に関する届出について」のページを参照。全ての事業所等が市内に所在する場合に提出
43	メールアドレス登録届出書	○	○	○		

保険証券又は申込書+領収書（コピーに原本証明）上記書類に「障害児（相談）支援事業」が保険の対象となっているか同課の記載がない場合は、パンフレット又は保険会社の付保証書等を添付してください。